

# 幌別町政だより

発行所 幌別町役場  
編集人 宗助 田前  
印刷所 札幌市豊平4條2丁目 市川印刷所  
電話 4067番

## 棄権は危険だ

皆んなもれなく四つの選挙

國の政治を良くする事も悪くする事も、この手に握られたの使い方によつて決せられます。棄権は危険です。良政治を行なはせる為には精しい投票をしようでわありません。

最高裁判所裁判官国民審査投票  
時間はいずれも午前七時から午後六時まで  
来る十月五日には北海道教育委員会選挙  
代理投票は今まで通り  
選挙人が身体故障(手)

このようにな時に  
出さる  
不在投票

選挙の當日、自ら投票所に行つて投票の出来ない人の為には、投票所に行つて投票の方法があるのを管理は知らないで、それは大抵三通りの理由があります。

第一の場合  
選挙人がその市町村に行つて公務その他一取の仕事を従事して、選挙の乗つて居る選挙区に選挙事務の爲の区域に行く公務員等

第二の場合  
選挙人がやむを得ない理由があつて他市町村に旅行したつたり又は滞在中である場合

第三の場合  
町内外を問わず選挙人が病氣、負傷、妊娠、不具若しくは選挙の事務に當り歩行が困難である時

最高裁判所裁判官国民審査  
九月五日から九月三十日まで  
北海道教育委員会選挙  
九月二十一日から九月三十日まで  
九月十日から十月四日まで

投票用紙の様式(裏)  
○注意  
一、やめさせた方がよいと思ふ裁判官についてはその名の欄に×を打つて下さい。  
二、やめさせなくともよいと思ふ裁判官については何も書かないこと。

投票所は十カ所設置  
○第一投票所 幌別町役場(本町、川上、千歳、来馬、但し富士鉄社を除く)  
○第二投票所 富士鉄幌別

# この一票が政治をまめる

こんな投票は無効です

せつかく投票所に出かけて投票したのに、その投票が無効になつては大変です。無効になるのは次のようなもので、すなはち注意して下さい。

## 補充名簿調製期日迫る

この選挙に投票できる人は選挙人名簿に登録されていなければなりません。これから次のことをよく注意の上、新しい有権者は速に補充申請して下さい。

## 色刷て區分の投票用紙

今後行なはれる選挙は無効投票をなくする爲に、色刷りて區分をしてありますから注意して下さい。

## 立會演說會日程

九月十六日午後一時から  
九月十七日午後六時から  
九月二十七日午後六時から  
九月二十九日午後六時から  
午後九時十分まで

## 申請方法

一、申請する人  
昭和七年九月十三日まで  
に生れた人で本年六月十三日以前より幌別町に住

## 獨立の門出

へ違反のない選挙

## 教育委員会の任務

教育の議員 町長選挙

教育が不當な支配を受けると言ふ事は、考へて見ると、國の情勢を考へて見ると、かかる通り絶対に排撃しなくてはならない事だ。文化國家を建設する爲に、民主主義を本當に達成せしめる爲に教育は私達の手によつて行なはしめなければなりません。

1. 學校その他教育機關の設置、管理
2. 教育の用に供する財産の取得管理
3. 教科書、教具の取扱と採擇
4. 教員の任免
5. 教育の研修
6. 地方の實情に即した教育行政を行つた爲に教育委員会が必要なのである。

- (一) 半えり 一本選ぶにも
- (二) オール二十で、ベルがなる
- (三) 村のまつりに、盆おどり
- (四) 町の明るい、喫茶店
- (五) こんどの、楽しい、お休みに

三木 鶏郎  
作詞・作曲

あらカンタンね  
（せんきよよし）

選挙の入場券  
近く配付

投票所は十カ所設置

あらカンタンね

選挙の入場券  
近く配付



# 役場機構大改革

## 人材適所に配置

町長施政方針に基く役場機構の改革と、これに伴う異動が九月十日附を以て発令を見たが、この内容は次の通りである。

町長 中浜元三郎  
 衛生係長 前川 敏雄  
 国民健康保険係長 日野岡 繁  
 教育係長 後藤 四郎  
 農林係長 尾野 謙也  
 畜産係長 高橋 二男  
 水産係長 阿曾 幸作  
 商工係長 築地 豊  
 消防係長 産業課長兼任  
 統計係長 土木課長兼任  
 事務係長 土木係長兼任  
 戸籍係長 入田亀二郎  
 登記支所長 松村信太郎  
 戸籍支所長 松村信太郎  
 登記支所長 松村信太郎  
 戸籍支所長 松村信太郎  
 登記支所長 松村信太郎

## こんな選挙

### 運動は出来ません

- △選挙運動の禁止事項  
 1. 前記運動(候補者の肩出以前の選挙運動禁止) 休憩所その他これに類する設備
2. 選挙事務関係者の選挙運動(選挙事務関係者、開票管理者選挙長及び選挙分會長等)
3. 特定公員の選挙運動(教育者の地位利用の選挙運動(一助学校の児童、生徒および学生に対する教員上の地位利用の選挙運動) 未成年者の選挙運動(年令満二十歳未満の者は選挙運動をすることができない)
4. 戸別訪問
5. 署名運動
6. 飲食物の提供(湯茶を除く)
7. 気勢を収める行為(選挙運動のため、自動車運搬または隊伍を組んで往來するなど)
8. 特定建物および施設における演説(特に定められた外は、一國、地方公共団体、日本國有鉄道、日本専賣公社または日本電信電話公社の所有または管理する建物)
9. 2. 汽車、電車、乗合自動車、船舶(特定の場合を除く) 特定の場合を除く
10. 除く) および停車場その他鉄道地内
11. 病院診療所その他の療養施設
12. 法定の立會演説会および個人演説会以外の演説會
13. 法定以外の選挙放送(選挙当日の選挙運動(原則))
14. 選挙用はがき以外の文書、圖画の頒布、立札
15. 所定のポスター、立札
16. ちようちんおよび看板類以外の文書圖画の掲示
17. アドバル、ネオン、電光による表示、スライ
18. ドその他の方法による映寫等の類の禁止
19. 著述、演説等の廣告名義をもつてする文書圖画の頒布または掲示
20. 年賀状、見舞状その他挨拶状の選挙区内の頒布、または掲示
21. 夜間(午後九時から翌日午前六時)の街頭演説および連呼行爲
22. 通常はがき、特殊乗車券、ガソリン、用紙等の他人への譲渡
23. 選挙期日後の當落に関する挨拶
24. 候補者が選挙区内の者に対する寄附
25. 選挙日あての新

町民の皆さん、選挙は十月一日、五日にはお承知の通り、四つの選挙が行なわれます。その前日、当日と投票日を以つてこれに當るべき御座います。

九月三十日まで  
 十月六日まで  
 十月六日午前九時より正午まで

町民の皆さん、選挙は十月一日、五日にはお承知の通り、四つの選挙が行なわれます。その前日、当日と投票日を以つてこれに當るべき御座います。



### 計量器定期検査

計量器の定期検査が左記に上り實施されることに決定したので御知らせいたします。未受検等のないよう注意して下さい。

九月九日発行の町政たよりに

### 選挙くせものこわいもの

(せんきよぶし) 三木鶏郎  
 作・詩・作曲

- (一) 雨のふる日に、長靴で、おえらい、お方が、たくたくと、ちつぽけ、間借りの、ボクン家へ、泥んこ道を、いとやせぬ、ちよいと、なまけに、ほだされて、いつも、その手で、だまされる、選挙くせもの、こわいもの
- (二) かごで、ゆくの、お軽ぢやないか、わたしが、買られて、ゆくわいな、娘の身賣りは、可愛いそう、と涙を、ながすにや、常らない、われと、我身を、賣る人が、ほかに、沢山、いるじやげな、選挙くせもの、こわいもの
- (三) 好きな、お方は、びんぼうで、いやな、オヤジにや、金がある、ダイヤモンドに、目がくらみ、その手に、落ちたが、身の破滅、真一お宮、ばかりじや、ない、こんな、悲劇は、ザラにある、選挙くせもの、こわいもの
- (四) 満員電車に、すしずめの、よこを通つて、自家用車、質屋に通う、人もありや、符合通いの、人もある、あの時、一票、買らなけりや、こうした、歎きは、あるまいに、選挙くせもの、こわいもの
- (五) オヤジ辛党、サケが、すき、ムスユ甘党、菓子が好き、それぞれ、好みが、あろうもの、ムリに、合わせや、身の毒よ、親子、親類、夫妻、右にならへにや、及ばない、選挙くせもの、こわいもの
- (六) エントツ、よりも、月よりも、物價、税金、高くなり、安いは、給料、ばかりだと、青筋立てるにや、及ばない、お金で、一票、買つたとき、もうそのことは、きまつてた、選挙くせもの、こわいもの
- (七) 狭い日本に、八千万、親子八人、四疊半、呼吸も、出来ない、不自由さ、物も言えない、不自由さ、もしも、僕等が、投票を、買らなけりや、自由になつたのに、選挙くせもの、こわいもの